

第3回浜中町農業委員会総会議事録

1 日 時 令和5年9月28日(木) 午前10時00分

2 場 所 浜中町役場茶内支所 会議室

3 出席委員 12名

1番 妹尾伸二

2番 嗟峨弘巳

3番 押切秀志

4番 新井功仁恵

6番 阿部栄子

7番 篠原弘

8番 齋藤晃佳

9番 谷口正明

10番 宮崎義幸

11番 工藤均

12番 百々栄二

13番 白川英之

4 出席職員 3名

事務局長 酒井美和子

農政係長 村田直樹

農地係 前田一成

5 議 事

- | | | |
|--------|---------|-----------------------------------|
| 日程第 1 | | 総会成立報告 |
| 日程第 2 | | 開会 |
| 日程第 3 | | 議事録署名委員の指名 |
| 日程第 4 | | 会期の決定 |
| 日程第 5 | | 会務報告 |
| 日程第 6 | 議案第 1 号 | 農地法第 18 条の規定による合意解約通知の成立状況の確認について |
| 日程第 7 | 議案第 2 号 | 土地の現況証明願について |
| 日程第 8 | 議案第 3 号 | 農地法第 3 条の規定による許可申請について |
| 日程第 9 | 議案第 4 号 | 農地法第 4 条の規定による許可申請について |
| 日程第 10 | 議案第 5 号 | 農地法第 6 条の規定による農地所有適格法人の定期報告について |
| 日程第 11 | 議案第 6 号 | 農用地利用集積計画作成要請について |
| 日程第 12 | 議案第 7 号 | 農業経営基盤強化促進事業による利用権設定等申出について |
| 日程第 13 | 議案第 8 号 | 浜中町農業振興地域整備計画の変更について |
| 日程第 14 | | 次回総会日程について |

事務局 長

第3回浜中町農業委員会総会の開会に先立ち、御報告申し上げます。

本日の会議の出席委員は、在任委員13名のところ12名であります。よって、浜中町農業委員会会議規則第8条の規定により、本日の総会が成立しておりますことを、御報告申し上げます。

それでは、開会にあたり会長より御挨拶をいただきます。

議 長

おはようございます。

例年に無いくらい高温な8月が過ぎたと思えば、9月に入り天候不順が続き、収穫作業にも悪い影響が出ているかと思えます。本委員会もスタートして2か月が経過し、新しく委員に選出された方々も、少しずつ流れが分かってきたかと思えます。

来月からは、個々で活動することが増えてきますが、よろしく願いいたします。

今日も総会終了後に、標準地視察を予定しておりますので、今後の農地評価等の参考にさせていただければと思います。

本日は、議案は8件提案させていただいております。

慎重審議をお願いし開会の挨拶とさせていただきます。

日程第3 議事録署名委員の指名を行います。

本日の会議の議事録署名委員は、浜中町農業委員会会議規則第70条の規定により、議長において、3番押切委員、4番新井委員を指名いたします。

日程第4 会期の決定を議題とします。

本総会の会期は、本日1日としたいと思えます。これに御異議ございませんか。

各 委 員

(異議なしの声)

議 長

異議なしと認めます。

よって、本総会の会期は、本日1日と決定いたしました。

日程第5 会務報告をいたします。事務局より報告させます。

事務局 長

前回総会から本総会までの間の、会務についてご報告申し上げます。

8月31日「浜中町農業者年金協議会代議員会」及び「浜中町農業委員会委員職員親睦会総会」を茶内支所で開催しております。

まず年金協議会代議員会では、農業委員のほか各地区の酪農振興会及び関係団体から5名の参加をいただき、令和4年度の事業並びに決算報告、令和5年度の事業計画並びに収支予算、さらには農業委員の改選に伴い当協議会の役員についても新たに選出をしたところでございます。

会長には農業委員会 白川会長、副会長には浜中町農業協同組合からの推薦委員

て、提案の理由及びその内容を御説明申し上げます。

農地法第18条第1項では、「農地又は採草放牧地の賃貸借の当事者は、政令で定めるところにより、都道府県知事の許可を受けなければ、賃貸借の解除、解約の申入れ、合意による解約をしてはならない。」と規定されており、同項第2号においては、「ただし、合意による解約が、土地を引き渡すこととなる日より6ヶ月以内前に成立し、その旨が書面において明らかである場合は、この限りでない。」とされております。

また、同条第6項では、「その解約が行われた場合には、当事者は農林水産省令で定めるところにより、農業委員会に通知をしなければならない。」と規定されております。

本案は、8件の届出でございますが、整理番号1は、円朱別西〇線〇〇〇番地〇、〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇 〇〇〇 〇〇〇が、〇〇〇〇氏より賃貸借していた土地の合意解約で、対象地は円朱別西〇線〇〇番〇、〇筆、面積〇万〇〇〇〇〇〇m²、契約期間は令和〇年〇月〇〇日から令和〇年〇〇月〇〇日までとなっておりますが、この度の解約により令和〇年〇月〇日に土地の引き渡しが行われております。

整理番号2から4は、浜中東〇線〇〇番地〇、〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇が、〇〇〇〇氏より賃貸借していた土地の合意解約で、

整理番号2の対象地は浜中東〇線〇〇番、ほか〇筆、面積〇〇万〇〇〇〇〇〇m²、契約期間は平成〇〇年〇月〇日から平成〇〇年〇〇月〇〇日までとなっておりますが、農地法第17条の規定により平成〇〇年〇〇月〇日より法定更新を行っております。

整理番号3の対象地は、浜中東〇線〇〇番、ほか〇筆、面積〇〇万〇〇〇〇〇〇m²、契約期間は平成〇〇年〇月〇〇日から平成〇〇年〇〇月〇〇日までとなっておりますが、農地法第17条の規定により平成〇〇年〇〇月〇日より法定更新を行っております。

整理番号4の対象地は、浜中東〇線〇〇番、〇筆、面積〇万〇〇〇〇〇〇m²、契約期間は令和〇年〇月〇日から令和〇年〇〇月〇〇日となっておりますが、いずれも、この度の解約により、令和〇年〇月〇日に土地の引き渡しが行われております。

整理番号5は、熊牛東〇線〇〇番地、〇〇〇〇氏が、〇〇〇〇氏より賃貸借していた土地の合意解約で、対象地は浜中基線〇〇〇番〇、ほか〇〇筆、面積〇〇万〇〇〇〇〇〇m²、契約期間は令和〇年〇月〇日から令和〇年〇月〇〇日までとなっておりますが、この度の解約により令和〇年〇月〇日に土地の引き渡しが行われております。

整理番号6は、熊牛東〇線〇〇番地、〇〇〇〇氏が、〇〇〇〇氏より賃貸借していた土地の合意解約で、対象地は熊牛東〇線〇番、〇筆、面積〇万〇、〇〇〇m²、契約期間は令和〇年〇月〇日から令和〇年〇月〇〇日までとなっておりますが、この度の解約により令和〇年〇月〇〇日に土地の引き渡しが行われております。

整理番号7は、熊牛東〇線〇〇番地、〇〇〇氏が、〇〇〇氏より賃貸借していた土地の合意解約で、対象地は浜中基線〇〇〇番〇、ほか〇筆、面積〇万〇、〇〇〇m²、契約期間は令和〇年〇月〇日から令和〇年〇月〇〇日までとなっておりますが、この度の解約により令和〇年〇月〇〇日に土地の引き渡しが行われております。

整理番号8は、熊牛東〇線〇〇番地、〇〇〇氏が、〇〇氏より賃貸借していた土地の合意解約で、対象地は浜中基線〇〇〇番、ほか〇筆、面積〇万〇、〇〇〇㎡、契約期間は令和〇年〇月〇日から令和〇年〇月〇〇日までとなっておりますが、この度の解約により令和〇年〇月〇〇日に土地の引き渡しが行われております。

以上、本案について提案理由の説明を申し上げましたが、詳細につきましては、農政係長より説明させていただきますので、よろしくご審議くださるようお願いいたします。

農政係長 (説明あるも省略)

議長 事務局より提案理由の説明が終わりました。
それでは、これから議案第1号の質疑を行います。
整理番号1について、質疑ありませんか。

各委員 (質疑なしの声)

議長 質疑なしと認めます。
次に、整理番号2の質疑を行います。
質疑ありませんか。

各委員 (質疑なしの声)

議長 質疑なしと認めます。
次に、整理番号3の質疑を行います。
質疑ありませんか。

各委員 (質疑なしの声)

議長 質疑なしと認めます。
次に、整理番号4の質疑を行います。
質疑ありませんか。

各委員 (質疑なしの声)

議長 質疑なしと認めます。
次に、整理番号5の質疑を行います。
質疑ありませんか。

各委員 (質疑なしの声)

議長 質疑なしと認めます。
次に、整理番号6の質疑を行います。
質疑ありませんか。

各 委 員

(質疑なしの声)

議 長

質疑なしと認めます。
次に、整理番号7の質疑を行います。
質疑ありませんか。

各 委 員

(質疑なしの声)

議 長

質疑なしと認めます。
次に、整理番号8の質疑を行います。
質疑ありませんか。

各 委 員

(質疑なしの声)

議 長

質疑なしと認めます。
次に、討論を省略し、整理番号1を採決いたします。お諮りします。
整理番号1は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

各 委 員

(異議なしの声)

議 長

異議なしと認めます。
よって、整理番号1は、原案のとおり決定されました。
次に、整理番号2を採決いたします。お諮りします。
整理番号2は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

各 委 員

(異議なしの声)

議 長

異議なしと認めます。
よって、整理番号2は、原案のとおり決定されました。
次に、整理番号3を採決いたします。お諮りします。
整理番号3は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

各 委 員

(異議なしの声)

議 長

異議なしと認めます。
よって、整理番号3は、原案のとおり決定されました。
次に、整理番号4を採決いたします。お諮りします。
整理番号4は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

各 委 員

(異議なしの声)

議 長

異議なしと認めます。

います。現地調査につきましては、阿部委員、宮崎委員、百々委員、事務局2名により〇月〇〇日に実施し確認をしておりますが、調査の結果、願い出地は、農地・採草放牧地以外であるとの御判断をいただいております。

以上、本案について提案理由の説明を申し上げましたが、詳細につきましては、前田主事より説明させますので、よろしく御審議くださるようお願いいたします。

前 田 主 事 (説明あるも省略)

議 長 事務局より提案理由の説明が終わりました。
質疑に入る前に、調査に当たった委員の方々から補足があれば、これを受けます。
調査委員の方々、何かありませんか。

各 委 員 (なしの声)

議 長 特にないようなので、これから議案第1号の質疑を行います。
議案第1号について、質疑ありませんか。

各 委 員 (質疑なしの声)

議 長 質疑なしと認めます。
次に、討論を省略し、議案第1号を採決いたします。お諮りします。
本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

各 委 員 (異議なしの声)

議 長 異議なしと認めます。
よって、議案第1号は、原案のとおり可決されました。

日程第8 議案第3号 農地法第3条の規定による許可申請についてを議題とします。提案の理由を事務局より説明させます。

事 務 局 長 議案第3号 農地法第3条の規定による許可申請について、提案の理由及びその内容をご説明申し上げます。

農地法第3条第1項では、「農地又は採草放牧地について、所有権を移転し、又は使用貸借権、賃貸借権若しくはその他の使用及び収益を目的とする権利を設定する場合には、政令で定めるところにより、当事者が農業委員会の許可を受けなければならない。」とされております。

本案は、売買による権利の移転1件、賃貸借による権利の設定3件、使用貸借による権利の設定2件、の許可申請でございますが、整理番号1は、円朱別西〇線〇番地、〇〇〇〇氏所有地、対象地は、円朱別西〇線〇〇番〇、〇筆、面積〇万〇、

〇〇〇㎡で、この土地を円朱別西〇線〇〇〇番地〇、〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇 〇〇
〇〇〇 〇〇〇に売買による権利の移転、

整理番号2は、茶内西〇線〇〇番地、〇〇〇氏所有地、対象地は、茶内西〇線〇
〇番地、ほか〇筆、面積〇万〇〇〇㎡で、この土地を茶内西〇線〇〇〇番地、〇
〇〇氏に賃貸借による権利の設定、

整理番号3は、茶内西〇線〇〇番地、〇〇〇氏所有地、対象地は、茶内西〇線〇
〇番地、ほか〇筆、面積〇〇万〇、〇〇〇㎡で、この土地を茶内西〇線〇〇番地、
〇〇〇〇氏に賃貸借による権利の設定、

整理番号4は、浜中東〇線〇〇番地、〇〇〇氏所有地、対象地は、浜中東〇線〇
〇番、ほか〇〇筆、面積〇〇万〇、〇〇〇㎡で、この土地を円朱別西〇線〇〇番地、
〇〇〇〇〇〇〇〇〇に賃貸借による権利の設定、

整理番号5は、姉別南〇〇〇番、〇〇〇〇氏所有地、対象地は、姉別南〇〇〇番、
ほか〇〇筆、面積〇〇万〇、〇〇〇㎡で、この土地を姉別南〇〇〇番地、〇〇〇〇
氏に使用貸借による権利の設定、

整理番号6は、姉別緑栄〇〇〇番地、〇〇〇〇〇氏所有地、対象地は、姉別緑栄
〇〇〇番、ほか〇筆、面積〇〇万〇、〇〇〇㎡で、この土地を姉別緑栄〇〇〇番地、
〇〇〇〇氏に使用貸借による権利の設定をするものでございます。

以上、本案について提案理由の説明を申し上げましたが、詳細については前田主
事より説明させますので、よろしくご審議くださるようお願いいたします。

なお、本届け出については、議案関係資料の調査書のとおり、農地法第3条第2
項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしておりますことを申し添え
いたします。

前田主事

(説明あるも省略)

議長

事務局より提案理由の説明が終わりました。
続いて、担当委員より補足説明を受けます。
整理番号1について、7番篠原委員、お願いします。

篠原委員

整理番号1については、今まで賃貸借していた土地が今回売却を希望している土
地であり、〇〇氏が法人化する前から長年に渡り利用していた土地であるため売却
することに問題ありません。

議長

ありがとうございました。
次に、整理番号2と3について、1番妹尾委員、お願いします。

妹尾委員

整理番号2については、〇〇氏は高齢により生乳生産を一旦停止しており、牛舎
施設を高岡氏に貸して預託をするということで放牧中心に土地を提供するというこ
とであります。家からは離れておりますが、牛舎を経由しての放牧ということで許
可することに問題ありません。

整理番号3については、〇〇氏は今回申請のあった道路向かえの土地を昨年度賃
貸借しておりますので総合して使用できますので賃貸借することに問題ありませ

ん。

議長 ありがとうございます。
次に、整理番号4について、12番百々委員、お願いします。

百々委員 整理番号4については、〇〇〇〇〇〇〇〇は規模拡大を進めておりまして、土地が不足しております。本来であれば、近くの農家が使用するのが良いかと思いますが、近隣農家に確認したところ、現状では使用はしないとのことでしたので、〇〇〇〇〇〇〇〇からは、若干距離はありますが許可することに問題ありません。

議長 ありがとうございます。
次に、整理番号5について、9番谷口委員、お願いします。

谷口委員 整理番号5については、息子の〇〇氏に経営地として使用貸借するものですので、許可することに問題ありません。

議長 ありがとうございます。
次に、整理番号6について、3番押切委員、お願いします。

押切委員 整理番号6については、今までも親子による使用貸借で適正に使用されておりますので許可することに問題ありません。

議長 ありがとうございます。
これから、議案第3号の質疑を行います。本案については、整理番号4で、〇〇〇〇委員、〇〇〇〇委員が、整理番号6で、〇〇〇〇委員が、浜中町農業委員会会議規則第10条の規定により、議事参与の制限に該当いたしますので、先に整理番号4と6の審議を行い、その後、整理番号1と2と3と5の審議を行いたいと思いますので、〇〇〇〇委員、〇〇〇〇委員につきましては、ここで退席願います。

(〇〇委員、〇〇委員退席)

それでは、これから議案第3号の質疑を行います。
整理番号4について、質疑ありませんか。

各委員 (質疑なしの声)

議長 質疑なしと認めます。
次に、討論を省略し、整理番号4を採決いたします。お諮りします。
整理番号4は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

各委員 (異議なしの声)

議 長

異議なしと認めます。
よって、整理番号4は、原案のとおり可決されました。

(〇〇委員、〇〇委員入室)

次に、整理番号6の審議を行いますので、〇〇〇〇委員につきましてはここで退席願います。

(〇〇委員退席)

それでは、これから整理番号6の質疑を行います。
整理番号6について、質疑ありませんか。

各 委 員

(質疑なしの声)

議 長

質疑なしと認めます。
次に、討論を省略し、整理番号6を採決いたします。お諮りします。
整理番号6は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

各 委 員

(異議なしの声)

議 長

異議なしと認めます。
よって、整理番号6は、原案のとおり可決されました。

(〇〇委員入室)

それでは次に、整理番号1の質疑を行います。
質疑ありませんか。

各 委 員

(質疑なしの声)

議 長

質疑なしと認めます。
次に、整理番号2の質疑を行います。
質疑ありませんか。

各 委 員

(質疑なしの声)

議 長

質疑なしと認めます。
次に、整理番号3の質疑を行います。
質疑ありませんか。

各 委 員

(質疑なしの声)

議長 質疑なしと認めます。
次に、整理番号5の質疑を行います。
質疑ありませんか。

12番百々委員。

百々委員 経営状況の家畜頭数の部分ですが、〇〇氏は馬も飼育しているはずだが、掲載しなくて良いのか。

事務局長 こちらのことは、経営改善計画に記載されている家畜について掲載している。
今後については、経営改善計画の情報のみでなく把握している家畜についても記載させていただきたいと思う。

議長 ほかに質疑ありませんか。

各委員 (質疑なしの声)

議長 質疑なしと認めます。
次に、整理番号1を採決いたします。お諮りします。
整理番号1は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

各委員 (異議なしの声)

議長 異議なしと認めます。
よって、整理番号1は、原案のとおり可決されました。
次に、整理番号2を採決いたします。お諮りします。
整理番号2は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

各委員 (異議なしの声)

議長 異議なしと認めます。
よって、整理番号2は、原案のとおり可決されました。
次に、整理番号3を採決いたします。お諮りします。
整理番号3は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

各委員 (異議なしの声)

議長 異議なしと認めます。
よって、整理番号3は、原案のとおり可決されました。
次に、整理番号5を採決いたします。お諮りします。
整理番号5は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

各委員 (異議なしの声)

議 長

異議なしと認めます。
よって、整理番号5は、原案の通り可決されました。

日程第9 議案第4号 農地法第4条の規定による許可申請についてを議題とします。提案の理由を事務局より説明させます。

事務局 長

議案第4号 農地法第4条の規定による許可申請について、提案の理由及びその内容をご説明申し上げます。

農地法第4条第1項では、「農地を農地以外のものにする者は、都道府県知事の許可を受けなければならない。」とする農地転用の制限が規定されております。

また、同条第2項及び第3項の規定では、「農地転用の許可を受けようとする者は、農林水産省令で定める事項を記載した申請書を、農業委員会を經由して、都道府県知事に提出しなければならない。農業委員会は、申請書の提出があったときは、当該申請書に意見を付して都道府県知事に送付しなければならない。」とされております。

本案は1件の許可申請でございますが、整理番号1の申請者は、熊牛東〇線〇番地、〇〇〇〇氏で、〇〇〇〇を建設するため、関係農地〇筆、面積〇〇〇. 〇〇㎡を永久転用しようとするものでございます。

現地調査につきましては、阿部委員、宮崎委員、百々委員、事務局2名により、〇月〇〇日に実施しております。

なお、本案については北海道知事の許可事案となることから、別記第2号様式で定める意見書を付して知事に送付しようとするものでございます。

以上、本案について提案理由の説明を申し上げましたが、概略につきましては前田主事より説明させますので、よろしくご審議くださるようお願いいたします。

前田 主事

(説明あるも省略)

議 長

事務局より提案理由の説明が終わりました。
質疑に入る前に、調査に当たった委員の方々から補足があれば、これを受けます。
調査委員の方々、何かありませんか。

各 委 員

(なしの声)

議 長

特にないようなので、これから、議案第4号の質疑を行います。
整理番号1について、質疑ありませんか。

各 委 員

(質疑なしの声)

議長

質疑なしと認めます。

次に、討論を省略し、議案第4号を採決いたします。お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

各委員

(異議なしの声)

議長

異議なしと認めます。

よって、議案第4号は、原案の通り可決されました。

日程第10 議案第5号 農地法第6条の規定による農地所有適格法人の定期報告についてを議題とします。提案の理由を事務局より説明させます。

事務局長

議案第5号 農地法第6条の規定による農地所有適格法人の定期報告について、提案の理由及びその内容をご説明申し上げます。

農地法第6条第1項では、「農地所有適格法人であつて、農地若しくは採草放牧地を所有し、又はその法人以外の者が所有する農地若しくは採草放牧地を耕作又は養畜の事業に供しているものは、農林水産省令で定めるところにより、毎年、事業の状況その他農林水産省令で定める事項を農業委員会に報告しなければならない。」とされており、農業委員会はその報告に基づき、農地法第2条第3項で定められている農地所有適格法人としての要件を確認することとされております。

確認すべき要件としましては、

1点目の「形態要件」として、株式会社、有限会社、持分会社または農事組合法人のいずれかに該当しているか、

2点目の「事業要件」として、法人の主たる事業が、農業とその農業に関連する事業であり、そのうちの売上が全体の50%を超えているか、

3点目の「構成員・議決権要件」として、農業常時従事者、農地提供者、地方公共団体、農協等の構成員の議決権が、総議決権の2分の1を超えているか、

4点目の「役員要件」として、役員の過半が年間150日以上農業に常時従事する構成員で、役員又は重要な使用人のうち、1人以上が60日以上農作業に従事しているかとなっております。

本案は3件の報告でございますが、整理番号1は、茶内西〇〇線〇〇〇番地、〇〇〇〇〇〇〇〇〇、整理番号2は、西円朱別西〇〇線〇〇〇番地、〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇、整理番号3は、姉別南〇線〇〇〇番地、〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇、でございますが、いずれも別記様式「農地所有適格法人要件確認書」に記載のとおり、「形態要件」、「事業要件」、「構成員・議決権要件」、「役員要件」の全ての要件を満たしているものと思われますので、ご確認いただきたく、ここに提案した次第でございます。

以上、本案について提案理由の説明を申し上げましたが、詳細につきましては農政係長の方から説明させますので、よろしくご審議くださるようお願いいたします。

農政係長	(説明あるも省略)
議長	事務局より提案理由の説明が終わりました。 それでは、これから議案第5号の質疑を行います。 整理番号1について、質疑ありませんか。
各委員	(質疑なしの声)
議長	質疑なしと認めます。 次に、整理番号2の質疑を行います。質疑ありませんか。
各委員	(質疑なしの声)
議長	質疑なしと認めます。 次に、整理番号3の質疑を行います。質疑ありませんか。
議長	質疑なしと認めます。 次に、討論を省略し、整理番号1を採決いたします。お諮りします。 整理番号1は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。
各委員	(異議なしの声)
議長	異議なしと認めます。 よって、整理番号1は、原案のとおり可決されました。 次に、整理番号2を採決いたします。お諮りします。 整理番号2は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。
各委員	(異議なしの声)
議長	異議なしと認めます。 よって、整理番号2は、原案のとおり可決されました。 次に、整理番号3を採決いたします。お諮りします。 整理番号3は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。
議長	異議なしと認めます。 よって、整理番号3は、原案の通り可決されました。
事務局長	日程第11 議案第6号 農用地利用集積計画作成要請についてを議題とします。提案の理由を事務局より説明させます。 議案第6号 農用地利用集積計画作成要請について、提案の理由及びその内容を御説明申し上げます。

日程第12 議案第7号 農業経営基盤強化促進事業による利用権設定等申出についてを議題とします。提案の理由を事務局より説明させます。

事務局 長

議案第7号 農業経営基盤強化促進事業による利用権設定等申出について、提案の理由及びその内容をご説明申し上げます。

農業経営基盤強化促進法第15条第1項では、「農業委員会は、認定農業者若しくは認定就農者から、農用地について利用権の設定等を受けたい旨の申し出または農用地の所有者から利用権の設定等について、あつせんを受けたい旨の申出があった場合には、それらの申し出の内容を勘案して認定農業者または認定就農者に対して利用権の設定等が行われるよう、農用地の利用関係の調整に努めるものとする。」とされております。

本案は、売買1件、賃貸借1件、による利用権設定の申出でございますが、
整理番号1は、茶内西〇線〇〇〇番地、〇〇〇〇氏より、所有農地〇筆、面積〇〇万〇、〇〇〇㎡について、売買による利用権の移転、

整理番号2は、茶内西〇〇線〇〇〇番地、〇〇〇〇氏より、所有農地〇〇筆、面積〇〇万〇、〇〇〇㎡について、賃貸借による利用権の設定でございますが、以上の調整に係る調整委員のご指名について審議をお願いするものでございます。

以上、本案について提案理由の説明を申し上げましたが、概略につきましては農政係長の方から説明させますので、よろしくご審議くださるようお願いいたします。

農政係 長

(説明あるも省略)

議 長

事務局より提案理由の説明が終わりました。
それでは、これから議案第7号の質疑を行います。
整理番号1について、質疑ありませんか。

各 委 員

(質疑なしの声)

議 長

質疑なしと認めます。
次に、整理番号2の質疑を行います。質疑ありませんか。

各 委 員

(質疑なしの声)

議 長

質疑なしと認めます。
次に、討論を省略し、調整委員の指名を行います。お諮りします。
調整委員の選出については、議長からの指名ということにしたいと思います。よろしいでしょうか。

各 委 員

(質疑なしの声)

議長 異議がないようですので、私の方からご指名させていただきます。
整理番号1については、農地部会の方々と地元委員の小椋委員にお願いしたいと思いますが、よろしいでしょうか。

各委員 (異議なしの声)

議長 異議なしと認めます。
それでは、ただいま指名した方々に調整をお願いいたします。
次に整理番号2については、農地部会の方々と地元委員の工藤委員にお願いしたいと思いますが、よろしいでしょうか。

各委員 (異議なしの声)

議長 異議なしと認めます。
それでは、ただいま指名した方々に調整をお願いいたします。

日程第13 議案第8号 浜中町農業振興地域整備計画の変更についてを議題とします。提案の理由を事務局より説明させます。

事務局長 議案第8号 浜中町農業振興地域整備計画の変更について、提案の理由及びその内容をご説明申し上げます。

本案については、令和〇年〇月〇〇日付け浜農振で、浜中町農業振興地域整備計画書の変更について、町長より意見照会があったものですが、農業振興地域の整備に関する法律第13条第1項の規定では、「市町村は、農業振興地域整備基本方針の変更若しくは農業振興地域の区域の変更により、基礎調査の結果、または経済事情の変動その他の推移により必要が生じたときは、農業振興地域整備計画を変更しなければならない。」と定められており、同法施行規則第3条の2の規定において、「市町村が農業振興地域整備計画を変更する場合には、農業委員会の意見を聴くものとする。」とされております。

今回の変更は、〇〇〇〇〇〇〇に伴う農用地区域からの除外を行おうとするものでございますが、整備計画の変更案について意見を求められた本委員会といたしましては、総会において、変更案について適正であるか否かの協議をし、その結果を町長に報告することとなっております。

以上、本案について提案理由の説明を申し上げましたが、概略につきましては、農政係長より説明させますので、よろしく御審議くださるようお願いいたします。

農政係長 (説明あるも省略)

議 長	事務局より提案理由の説明が終わりました。 これから、議案第8号の質疑を行います。 質疑ありませんか。
各 委 員	(質疑なしの声)
議 長	質疑なしと認めます。 次に、討論を省略し、議案第8号を採決いたします。 本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。
各 委 員	(異議なしの声)
議 長	異議なしと認めます。 よって、議案第8号は、原案のとおり可決されました。 日程第14 次回総会日程についてを議題とします。事務局より提案させます。
事 務 局 長	次回総会について、10月30日、月曜日、午前10時からを提案します。
議 長	事務局から提案がありましたが、次回総会日程については、10月30日、月曜日、午前10時からということによろしいでしょうか。
各 委 員	(異議なしの声)
議 長	異議がないようなので、次回総会日程については、10月30日、月曜日、午前10時からに決定いたしました。 以上で、本総会に附議された案件は全部終了いたしました。 これで、第3回浜中町農業委員会総会を終了いたします。 ご苦労さまでした。

閉会時刻 午前11時30分

上記会議の顛末を記載し相違なき事を証するため署名捺印する。

浜中町農業委員会

会長 白川英之

浜中町農業委員会

3番 押切秀志

浜中町農業委員会

4番 新井功仁恵